

## 次期理事長選挙のご案内

特定非営利活動法人 日本歯科保存学会定款ならびに関連諸規程に則り、次期理事長選挙を下記の要項で実施いたします。

### 【次期理事長選挙のスケジュール】

- 平成 27 年 11 月 11 日(水)：理事会において、次期理事長推薦候補者 1 名を承認
- 平成 28 年 1 月 8 日(金)：選挙人(理事および評議員)に投票用紙を送付
- 平成 28 年 1 月 22 日(金)：投票締切。後日、選挙管理委員会で開票
- 平成 28 年 6 月 8 日(水)：理事会にて協議・承認
- 平成 28 年 6 月 9 日(木)：評議員会・総会にて協議・承認
- 平成 28 年 10 月 27 日(木)：次期執行部(常任理事・監事)承認
- 平成 29 年 4 月 1 日(土)：新執行部発足

平成 27 年 12 月吉日

特定非営利活動法人 日本歯科保存学会 選挙管理委員会委員長  
和 泉 雄 一

### 【参考】理事長選出に関する細則(抜粋)

(理事長の選出)

第 2 条 理事長の選出は次に定めるところによる。

- (1)常任理事会において理事長の推薦候補者 1 名を選出し、理事会に諮る。その際、常任理事会は、推薦理由を明記した文書を理事会に提出しなければならない。
  - (2)理事会において常任理事会の提案を協議する。
  - (3)理事会の承認後、投票用紙に推薦候補者を明示するとともに、他の候補者を記名できるように空欄を設けた上で、理事及び評議員全員により選挙を行う。
  - (4)前項の投票の結果、過半数を得た者が理事長候補者となる。
  - (5)投票結果を総会に諮り承認を得る。
  - (6)理事長候補者は、総会承認の後、規程第 5 条第 2 項に基づき理事長に就任する。
  - (7)被選挙権の資格者は、理事長の選挙が施行される年度内に理事に就任した者とする。
2. 前項第 3 号に定める選挙は、別に設置される選挙管理委員会の管理のもとに実施される。